

コンピューターで処理している項目を公表します

☎情報化施策・記事全体について＝情報システム課☎724・4432
 個人情報保護制度について＝市政情報課☎724・8407

市では、市民サービスの向上、庁内事務の効率化、情報セキュリティの確保のため、コンピューターシステムの開発・導入・更改を進めています。コンピューターで処理している項目の公表は、市の個人情報保護制度の趣旨に沿って、どのような情報をコンピューター

処理しているか、お知らせするものです。

市では、業務に必要な項目を個人情報登録簿で管理し、コンピューター処理を行っています。2020年度に稼働・更改した業務システムは下表のとおりです。

システム名	概要	問い合わせ先
給食費管理システム	小学校給食費の管理を行うためのシステム	保健給食課 ☎724・2177
証明書等のコンビニ交付システム	各種証明書をコンビニで交付するためのシステム	市民課☎724・2864 市民税課☎724・2874
家屋評価システム	固定資産税家屋評価業務にかかる作図・評価計算などを行うためのシステム	資産税課 ☎724・2118
人事給与システム	職員情報の管理と正確な給与計算のためのシステム	職員課 ☎724・2142
総合文書管理システム	文書の収受、起案書作成、決裁、施行等を行うためのシステム	総務課 ☎724・2104
ホームページ管理システム	町田市ホームページの管理を行うためのシステム	広報課 ☎724・2101
ビジネスチャット	職員間や外部関係者(学識関係者委員、事業者)とのコミュニケーション手段として利用しているシステム	情報システム課 ☎724・4432
リモート会議システム	オンラインで会議を行うためのシステム	情報システム課 ☎724・4432

新たなシェアサイクルのサービスが始まりました

☎交通事業推進課☎724・4261

市内で新たなシェアサイクルのサービス「HELLO CYCLING(ハローサイクリング)」の運用が始まりました。これまでのサービスに加え、利用時・返却時の予約、クレジットカードによる決済だけでなくスマートフォンのキャリア決済やPayPayによる決済、同サービスが展開されている周辺自治体(横浜・川崎・八王子市等)との乗り入

れができるようになりました。ぜひご利用ください。利用方法等の詳細は、市HP及びHELLO CYCLING HPでご確認ください。



▲市HP



▲HELLO CYCLING HP

バイクや軽自動車の廃車等の手続きはお早めに

☎市民税課☎724・2113

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、町田市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)のある軽自動車等を所有している方が課税になります。

次の①～⑥に該当する方は、登録、廃車、名義変更等の手続きを3月31日までに行ってください。

- ①町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等を所有している
- ②町田市外に転出する方でバイク等を所有している
- ③バイク等を廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない
- ④バイク等が盗難にあった
- ⑤バイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない
- ⑥バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている

【手続き先】

各窓口とも3月中旬以降は大変混み合いますので手続きはお早めをお願いします。

※必要な書類等は、手続き先にお問い合わせいただくか、市HPで事

前にご確認ください。

○125cc以下の原付バイクと小型特殊自動車＝市民税課☎724・2113、忠生市民センター☎791・2802、鶴川市民センター☎735・5704/受付時間＝月～金曜日の午前8時30分～午後5時

○125ccを超えるバイク＝多摩自動車検査登録事務所☎050・5540・2033

○軽三輪・軽四輪自動車等＝軽自動車検査協会多摩支所☎050・3816・3104

併せて税申告の手続きが必要です

125ccを超えるバイク及び軽四輪等は、名義変更や廃車手続きのほかに、税申告の手続きも必要です。例年、名義変更や廃車手続きが4月1日以前に済んでいるにもかかわらず、税申告の手続きがなされないために、納税通知書が発送される場合が多くあります。手続きが済んでいるか不明な場合は、市民税課で税申告手続きの有無を確認してください。

市・都民税、事業所税、所得税、贈与税、消費税、個人事業税

申告はお済みですか

☎市・都民税＝市民税課☎724・2114、2115、事業所税＝資産税課家屋係☎724・2118、所得税・贈与税・消費税の確定申告＝町田税務署☎728・7211、個人事業税＝八王子都税事務所☎042・644・1111

申告書の提出期限は3月15日(個人事業者の消費税は3月31日、法人の事業所税は事業年度終了の日から2か月以内)です。新型コロナウイルス感染防止のため、郵送または電子等で申告をお願いします。なお、3月16日以降に提出した所得税確定申告については、6月

の令和4年度市民税・都民税当初課税決定に反映が間に合わない場合がありますのでご了承ください。その場合、7月以降に税額変更等を行い通知します。また、国民健康保険税、介護保険料等の算定においても変更が生じる場合があります。

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

期間 4月1日(金)～5月31日(火)

☎資産税課☎724・2118

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市教育委員会定例会	3月4日(金)午前10時から	市庁舎10階会議室10-2～5		直接会場へ☎教育総務課☎724・2172
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	3月14日(月)午前10時～正午	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	事前に電話で市政情報課(☎724・8407)へ

高額介護合算療養費のお知らせ

☎国民健康保険の高額介護合算療養費について＝保険年金課保険給付係☎724・2130、後期高齢者医療保険の高額介護合算療養費について＝保険年金課高齢者医療係☎724・2144

高額介護合算療養費制度とは、計算期間中(2020年8月1日～2021年7月31日)に世帯内で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計額が自己負担限度額(表1参照)を超えた場合に、申請により超えた額を払い戻す制度です。ただし、自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給の対象外となります。また、自己負担額には含まれないものもあります(表2参照)。

高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、既に払い戻しを受けた分は自己負担額から差し引きます。また、70歳未満の国民健康保険加入者の場合、1か月に1つの病院等で支払った自己負担額が2万1000円未満の場合は、高額介護合算療養

費の対象外です。

【対象者には申請のご案内をお送りしています】

後期高齢者医療保険は3月中旬、国民健康保険は3月下旬にお送りします。

なお、次の方には、ご案内をお送りできない場合があります。

計算期間中に①市区町村を越えて住所が変わった②医療保険が変わった③医療保険の資格を喪失した。

※ご案内が届かない方で制度に該当すると思われる方は、2021年7月31日の時点で加入していた医療保険担当へお問い合わせください。

※会社等の健康保険は、健康保険組合などへお問い合わせください。

表1 高額介護合算療養費自己負担限度額表

後期高齢者医療保険加入の方		
所得区分	世帯限度額	
1 現役並み所得者(負担割合3割の方)	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
2 一般(1、3、4以外の方)	56万円	
3 住民税非課税等	区分Ⅱ(住民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方)	
4 住民税非課税等	区分Ⅰ(住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない、または老齢福祉年金を受給している方)	
	19万円	

国民健康保険加入の方(70～74歳)

所得区分	世帯限度額	
1 現役並み所得者(負担割合3割の方)	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
2 一般(1、3、4以外の方)	56万円	
3 低所得Ⅱ(住民税非課税世帯で低所得Ⅰに該当しない方)	31万円	
4 低所得Ⅰ(住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない方)	19万円	

国民健康保険加入の方(70歳未満)

所得区分	課税所得	世帯限度額
上位所得者	901万円超	212万円
	600万円超～901万円	141万円
一般	210万円超～600万円	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

表2 自己負担額に含まれないもの

医療	保険外の診療、入院時の食費・居住費、差額ベッド代等
介護	保険外の介護(予防)サービス、入所時の食費・居住費(滞在費)、特定福祉用具購入費(特定介護予防福祉用具購入費)、住宅改修費(介護予防住宅改修費)